

園芸施設共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、園芸施設共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や事業規程等」に掲載していますので、ご確認ください。

なお、ご不明の点等がございましたら、最寄りの組合支所にご連絡ください。

契約概要：保険制度の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報：ご契約に際して加入者にとって不利益となる事項等、特に注意いただきたい事項

重 要 事 項		詳細 ページ
1 加入申込みによる共済関係（契約）の成立 契約概要 注意喚起情報 加入される方が園芸施設共済加入申込書に必要事項を記入・押印して申し込み、組合が承諾したときに契約が成立します。なお、加入申込みにあたって留意いただくことがありますので、詳細ページで確認ください。		P 3
2 共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間） 契約概要 注意喚起情報 共済掛金の払込みを受けた日の翌日から原則 1 年間です。		P 3
3 共済金額（補償額） 契約概要 注意喚起情報 災害にあった際に補償される限度額です。共済価額の 40%から 80%の範囲内で加入者が申し出た金額です。（ただし、80%を選択した場合、特約として 10%又は 20%を追加し、補償割合を共済価額の 90%又は 100%まで引き上げることができます。）		P 3
4 国庫負担対象共済金額の限度額 契約概要 注意喚起情報 国庫負担対象共済金額の限度額は 1 億 6 千万円です。		P 6
5 異動通知 注意喚起情報 加入内容（被覆時期等）に異動が生じたときは、遅滞なく組合に連絡ください。		P 6
6 被覆期間の変更に伴う共済掛金の算定及び払込期限 注意喚起情報 被覆期間の変更に伴う異動通知により、共済掛金の追加徴収又は返還を行います。		P 7
7 共済事故（共済金支払対象事故） 契約概要 注意喚起情報 自然災害、火災、破裂及び爆発、航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害、鳥獣害です。ただし、施設内農作物を事故除外方式で加入した場合、病虫害による損害は共済事故から除かれます。		P 7
8 損害発生の通知 注意喚起情報 加入棟に損害が発生したときは、遅滞なく組合に連絡ください。		P 7
9 共済金の支払 契約概要 注意喚起情報 共済事故による損害が発生したときに、被害申告していただきます。組合で損害評価を行い、評価結果に基づき共済金を支払います。		P 7
10 損害防止の義務 注意喚起情報 加入した特定園芸施設等について、通常の管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、被害防止・軽減に努めてください。		P 9
11 共済金支払の免責 注意喚起情報 共済事故による損害であっても、共済金の全部又は一部が免責される場合があります。		P 9
12 共済金が支払われない場合 注意喚起情報 共済事故による損害であっても、共済金が支払われない場合があります。		P 10
13 危険段階別基準共済掛金率について 契約概要 過去の損害率に応じて、加入者ごとに掛金率が設定されます。		P 10

14	告知義務違反による共済関係の解除 注意喚起情報 加入申込みの際に、事実の告知をしなかったり、不実の告知をしたときには、共済関係を解除することがあります。	P 10
15	重大事由による共済関係の解除 注意喚起情報 重大な事由により、共済関係を解除することがあります。	P 10
16	園芸施設共済から農業経営収入保険への移行 契約概要 施設内農作物に加入している場合、申出により農業経営収入保険へ移行できます。	P 10
17	農業経営収入保険から園芸施設共済への移行 契約概要 農業経営収入保険から施設内農作物を園芸施設共済へ移行できます。	P 10
18	園芸施設共済の集団加入による共済掛金等の割引措置等 契約概要 J Aの生産部会等の組織と組合が一斉加入受付について協定を結び、国が定める要件を満たせば、共済掛金及び事務費賦課金を割引します。	P 10
19	個人情報の取扱い 注意喚起情報 加入申込書記載事項やご加入に際し知り得た情報につきましては、当組合、農林水産省が引受・損害評価事務などのほか、損害防止など各種サービスの提供・充実のために限り利用させていただきます。 なお、法令により必要とされた場合には、個人情報を第三者に提供することがあります。	P 11
20	「反社会勢力への対応に関する基本方針」に基づく対応 注意喚起情報 組合は、「反社会勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会勢力に該当することが判明した場合、加入申込みをお断りします。	P 11
21	その他の重要事項 注意喚起情報 組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。 加入申込書の提出は、本書面を確認して行われたものいたします。	P 11

＜園芸施設共済の説明書（詳細ページ）＞

1 加入申込みによる共済関係（契約）の成立 契約概要 注意喚起情報

(1) 共済関係の成立

園芸施設共済の契約は、加入される方が、組合が定める園芸施設共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）に、必要事項を記入・押印して組合に申し込み、組合がその申込みを承諾したときに成立します。

また、一括加入制を採っているため、加入申込みの際は、現に所有している施設のほか、当初成立した共済関係に係る共済責任期間中に新たに所有することになる施設についても、同じ共済目的（附帯施設、施設内農作物）で加入いただきます。

なお、加入申込書には、加入される方が所有又は管理する特定園芸施設^{※1}の全て^{※2}について、事実をありのまま正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なる場合は、契約を解除し共済金をお支払いできない場合があります。

※1 管理している特定園芸施設を加入する場合には、所有者との間に原状回復義務を含む貸借契約を締結しておく必要があります。

※2 すでに他の保険に加入している施設や設置後の経過年数が国が示す耐用年数の2.5倍以上経過した施設（パイプハウスで25年超）は、加入時の申出により除くことができます。

(2) 自動継続特約

園芸施設共済の加入申込みの承諾の際、加入申込者からの申出により、当該園芸施設共済の共済責任期間が終了するまでに当該加入申込者から次回の園芸施設共済の加入申込みをしない旨の意思表示がない場合、当該園芸施設共済の加入申込みがあったものとする旨の特約を付することができます。

2 共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間） 契約概要 注意喚起情報

事故が発生したときの補償（以下「共済責任」といいます。）は、加入される方が、掛金を組合に納めた日の翌日から開始します。ただし、継続加入の場合は、現契約の補償期間（以下「共済責任期間」といいます。）の終了する日の翌日からとなります。

また、共済責任期間は、共済責任開始から原則として1年間です。ただし、次に掲げる場合には、共済責任期間を1か月以上1年未満とすることができます。

ア 共済責任期間の始期又は終期を統一する場合

イ 当該特定園芸施設の設置期間が周年でない場合

ウ 増改築等に伴う異動通知があり、増改築等後の価額に基づく補償を受けたい旨の申出があった場合

3 共済金額（補償額） 契約概要 注意喚起情報

共済金額は、加入する棟ごとに、共済価額に100分の40を乗じて得た金額を下らず100分の80を超えない範囲内において、加入される方が申し出た金額です。ただし、100分の80を選択した場合、当該金額に共済価額（施設内農作物を除く。）の100分の10又は100分の20に相当する金額を追加する特約を付することができます。

(1) 共済価額の算定

共済金額の基礎となる特定園芸施設の価額、附帯施設の価額、施設内農作物の価額、復旧費用の

価額、撤去費用の価額は、あらかじめ全国共通の標準額を定めた「園芸施設共済評価要領」に基づき、次により算定し、組合が決定しています。

1) 特定園芸施設の価額

①ガラス室の価額＝再建築価額×時価現存率※¹

②プラスチックハウスの価額＝特定園芸施設の再建築価額（被覆材を除く。）×時価現存率※¹
＋プラスチックフィルム等の再取得価額×被覆経過割合※²

2) 附帯施設の価額

附帯施設の価額＝附帯施設の再取得価額×時価現存率※¹

※埋設されているものは、引受から除かれます。

3) 施設内農作物の価額

施設内農作物の価額＝当該施設内農作物が栽培されている特定園芸施設の再建築価額
×作物区分ごとの施設内農作物価額算定率

4) 復旧費用の価額（復旧費用基準額）

復旧費用の価額＝特定園芸施設の再建築価額（被覆材を除く。）×（100%－時価現存率※¹）
＋附帯施設の再取得価額×（100%－時価現存率※¹）

5) 撤去費用の価額（撤去費用基準額）

撤去費用の価額＝標準的な㎡当たり撤去費用額×特定園芸施設の設置面積

ハウス本体（プラスチックハウスの被覆材は除く。）の撤去に係る実費用が対象です。特定園芸施設撤去費用に係る標準単価は、ガラス室（Ⅰ・Ⅱ類）が1㎡当たり1,200円、鉄骨ハウス（プラスチックハウスⅢ～Ⅵ類）が1㎡当たり880円、パイプハウス（プラスチックハウスⅡ類）及び多目的ネットハウス（プラスチックハウスⅦ類）が1㎡当たり290円です。

※¹ 特定園芸施設及び附帯施設の時価現存率は次の別表1のとおり。

別表1 特定園芸施設及び附帯施設の時価現存率

特定園芸施設の区分 経過年数	ガラス室		プラスチックハウス							附帯施設
	Ⅰ類 （木造）	Ⅱ類 （鉄骨）	Ⅰ類 （木竹）	Ⅱ類 （パイプ）	Ⅲ類 （鉄骨下）	Ⅳ類甲 （鉄骨中・軟） Ⅳ類乙 （鉄骨中・硬）	Ⅴ類 （鉄骨上）	Ⅵ類 （雨よけ）	Ⅶ類（鉄骨多目的ネット）	
1年未満	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	※各区分の構造（鉄骨、木竹、パイプの別）の時価現存率を適用	100%	100%
1年以上 2年未満	90	96	90	95	96	96	96		96	93
2～3年	80	92	80	90	92	92	92		92	86
3～4年	70	88	70	85	88	88	88		88	79
4～5年	60	84	60	80	84	84	84		84	72
5～6年	50	80	50	75	80	80	80		80	65
6～7年	50	76	50	70	76	76	76		76	58
7～8年	50	72	50	65	72	72	72		72	50
8～9年	50	68	50	60	68	68	68		68	50
9～10年	50	65	50	55	65	65	65		65	50
10～11年	50	62	50	50	62	62	62		62	50
11～12年	50	59	50	50	59	59	59		59	50
12～13年	50	56	50	50	56	56	56		56	50

13～14 年	50	53	50	50	53	53	53		53	50
14～15 年	50	50	50	50	50	50	50		50	50
15 年以上	50	50	50	50	50	50	50		50	50

※ 2 プラスチックフィルム等の被覆経過割合は次の別表 2 のとおり。

別表 2 プラスチックフィルム等の被覆経過割合

被覆材の種類 被覆経過年数	軟質フィルム			硬質フィルム					
	一般軟質フィルム	耐久性軟質フィルム		一般硬質フィルム	耐久性硬質フィルム				
		ア	イ		ア	イ	ウ	エ	オ
1 年未満	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1 年以上 2 年未満	50	71	87	71	79	87	93	94	95
2～3 年	25	50	76	50	63	76	87	88	89
3～4 年	25	35	66	35	50	66	81	83	85
4～5 年	25	25	57	25	40	57	76	78	80
5～6 年	25	25	50	25	31	50	71	73	76
6～7 年	25	25	43	25	25	43	66	69	72
7～8 年	25	25	38	25	25	38	62	64	68
8～9 年	25	25	33	25	25	33	57	60	64
9～10 年	25	25	29	25	25	29	54	57	61
10～11 年	25	25	25	25	25	25	50	53	57
11～12 年	25	25	25	25	25	25	47	50	54
12～13 年	25	25	25	25	25	25	44	47	51
13～14 年	25	25	25	25	25	25	41	44	49
14～15 年	25	25	25	25	25	25	38	41	46
15～16 年	25	25	25	25	25	25	35	39	43
16～17 年	25	25	25	25	25	25	33	37	41
17～18 年	25	25	25	25	25	25	31	34	39
18～19 年	25	25	25	25	25	25	29	32	37
19～20 年	25	25	25	25	25	25	27	30	35
20～21 年	25	25	25	25	25	25	25	28	33
21～22 年	25	25	25	25	25	25	25	27	31
22～23 年	25	25	25	25	25	25	25	25	29
23～24 年	25	25	25	25	25	25	25	25	28
24～25 年	25	25	25	25	25	25	25	25	26
25 年以上	25	25	25	25	25	25	25	25	25

被覆材の種類 被覆経過年数	合成樹脂板		寒冷紗	ネット		不織布	木又は竹製の被覆材
	一般合成樹脂板	耐久性合成樹脂板		遮光・遮熱ネット及び一般多目的ネット	耐久性多目的ネット		
1 年未満	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1 年以上 2 年未満	79	84	71	71	84	50	71
2～3 年	63	71	50	50	71	25	50
3～4 年	50	60	35	35	60	25	35
4～5 年	40	50	25	25	50	25	25
5～6 年	31	42	25	25	42	25	25
6～7 年	25	35	25	25	35	25	25
7～8 年	25	30	25	25	30	25	25
8～9 年	25	25	25	25	25	25	25
9～10 年	25	25	25	25	25	25	25
10 年以上	25	25	25	25	25	25	25

(注)

(1) 一般軟質フィルム及び耐久性軟質フィルムの区分は次のとおり

- 1) 一般軟質フィルム…農業用ポリ塩化ビニールフィルム(耐久性農業用ポリ塩化ビニールフィルムを除く。)、農業用ポリエチレンフィルム(農ポリ)、農業用エチレン酢酸ビニールフィルム(農サクビ)及び農業用ポリオレフィン系特殊フィルム(農 PO フィルム)(耐久型のもであって、かつ、厚さ 0.13 mm 以上であるものを除く。)

- 2) 耐久性軟質フィルム…軟質フィルムのうち一般軟質フィルム以外のもの

耐久性軟質フィルムのア及びイの区分は次のとおり

ア…イ以外のもの

イ…塗布型高耐久性の農業用ポリオレフィン系特殊フィルムであって、かつ、厚さ 0.15 mm 以上であるもの

- (2) 一般硬質フィルム及び耐久性硬質フィルムの区分は次のとおり

- 1) 一般硬質フィルム…農業用ポリエステルフィルム

- 2) 耐久性硬質フィルム…硬質フィルムのうち一般硬質フィルム以外のもの

耐久性硬質フィルムのア～オの区分は次のとおり

ア…イ～オ以外のもの

イ…農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ 0.05 mm 以上 0.06 mm 未満であるものに限る。）及び塗布型耐久性の農業用ポリエステル系特殊フィルム

ウ…農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ 0.06 mm 以上 0.08 mm 未満であるものに限る。）

エ…農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ 0.08 mm 以上 0.1 mm 未満であるものに限る。）

オ…農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ 0.1 mm 以上であるものに限る。）

- (3) 一般合成樹脂板と耐久性合成樹脂板の区分は次のとおり

- 1) 一般合成樹脂板……農業用ガラス繊維強化樹脂板（FRP、FRA）

- 2) 耐久性合成樹脂板…合成樹脂板のうち一般合成樹脂板以外のもの

- (4) 遮光・遮熱ネットと多目的ネットの区分は次のとおり

- 1) 多目的ネット……防風、防ひょう、防虫及び防鳥を目的とするネット

- 2) 遮光・遮熱ネット…ネットのうち多目的ネット以外のもの

- (5) 一般多目的ネット及び耐久性多目的ネットの区分は次のとおり

- 1) 一般多目的ネット……ポリエチレンネット

- 2) 耐久性多目的ネット……多目的ネットのうち一般多目的ネット以外のもの

以上のように、特定園芸施設と附属施設の共済金額は、時価額を基に算定されていることにご留意願います。また、施設内農作物の共済金額は、生産費の補償を基準としています。

4 国庫負担対象共済金額の限度額 契約概要 注意喚起情報

加入者ごと及び会計年度ごとに、当該年度にその共済責任期間が開始する共済関係に係る共済金額の合計額（復旧費用に係る共済金額及び付保割合追加特約に係る共済金額を除きます。）が 1 億 6 千万円を超えない場合は、国が共済掛金の 2 分の 1 に相当する金額を負担しています。共済金額の合計額が 1 億 6 千万円を超えた場合は、1 億 6 千万円までの部分は国が共済掛金の 2 分の 1 に相当する金額を負担し、1 億 6 千万円を超える部分は、加入者が共済掛金を全額負担することになります。

付保割合追加特約及び小損害不填補の 1 万円コース特約、復旧費用に係る共済掛金には国庫負担がなく、加入者が全額負担することになります。

5 異動通知 注意喚起情報

加入者は、以下の異動が生じた場合には、組合へ異動の通知をしなければなりません。

ア 共済目的の譲渡

イ 共済目的の移転、解体、増築、改築、構造又は材質の変更

ウ 共済目的の共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く。）又は滅失

エ 共済目的を他の保険又は共済に付したこと

オ 特定園芸施設の被覆期間の変更

カ 施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更

キ 施設内農作物を共済目的とする共済関係においては、施設内農作物の発芽（播種されたものが 80% 以上発芽した状態をいう。）又は移植

ク 危険が著しく増加する理由

6 被覆期間の変更に伴う共済掛金の算定及び払込期限 注意喚起情報

被覆期間の変更に伴う異動通知により、変更後の被覆期間及び未被覆期間を基に、再度当該共済責任期間全体に係る共済掛金を算定し、共済掛金の追加徴収又は返還をすることになります。

ア 追加徴収……変更前農家負担共済掛金<変更後農家負担共済掛金

イ 返還………変更前農家負担共済掛金>変更後農家負担共済掛金

※被覆期間の変更に伴う異動通知により、共済掛金に追加徴収額が発生した場合は、異動通知が組合に到達した日の翌日から起算して2週間以内に追加共済掛金を納入しなければなりません。また、被覆期間の変更に伴う追加共済掛金の納入を正当な理由がなく遅滞した場合は、共済金支払の免責対象となります。

7 共済事故（共済金支払対象事故） 契約概要 注意喚起情報

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象となる事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりです。

ア 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害

イ 火災

ウ 破裂及び爆発

エ 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下

オ 車両及びその積載物の衝突及び接触

カ 病虫害（施設内農作物加入時に限る。）

キ 鳥獣害

8 損害発生の通知 注意喚起情報

加入した棟（特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物）に損害が発生したときは、遅滞なく組合に損害発生通知をしてください。損害発生通知が遅れ、事故状況の確認ができないなどの場合は、共済金が支払われなくなることがあります。

9 共済金の支払 契約概要 注意喚起情報

園芸施設共済に加入した棟（特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物）が、共済事故によって損害を被ったときには、その損害額が、加入申込時に選択した小損害不填補の基準金額を超える場合にその都度、共済金をお支払いします。

(1) 小損害不填補の選択

小損害不填補の金額は、加入者が申込時に次の1)～5)より棟ごとに選択した金額になります。

なお、1)を選択した場合でさらに少額の補償を希望する場合は、1万円の損害から支払われる特約を選択できます。

1) 損害額が3万円又は共済価額の5%のいずれかを超える場合

2) 損害額が10万円を超える場合

3) 損害額が20万円を超える場合

4) 損害額が50万円を超える場合

5) 損害額が100万円を超える場合

(2) 共済金の支払額は、次式により算出される金額となります。

$$\text{共済金の支払額} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

損害額＝被害額－（残存物価額＋賠償金等の額）

被害額＝特定園芸施設の価額×損害割合＋附帯施設の修繕費×時価現存率＋施設内農作物の
価額×損害割合×（1－分割割合）＋特定園芸施設撤去費用の被害額（撤去費用額）
＋園芸施設復旧費用の被害額（復旧費用額）

1) 被覆材

プラスチックハウスの被覆材であるプラスチックフィルム等の被害額は、プラスチックフィルム等の価額から当該プラスチックフィルム等の価額に自然消耗割合（別表 3）を乗じて得た額を差し引いて得た額に損害割合を乗じて算出します。

（別表 3）プラスチックフィルム等の自然消耗割合表

一般軟質フィルム

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から 3 か月間
12%	共済責任期間の開始日以後 4 か月から 3 か月間
25%	共済責任期間の開始日以後 7 か月から 3 か月間
37%	共済責任期間の開始日以後 10 か月から 3 か月間

一般硬質フィルム

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から 6 か月間
14%	共済責任期間の開始日以後 7 か月から 6 か月間

寒冷紗

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から 6 か月間
14%	共済責任期間の開始日以後 7 か月から 6 か月間

遮光・遮熱ネット及び一般多目的ネット

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から 6 か月間
14%	共済責任期間の開始日以後 7 か月から 6 か月間

不織布

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から 3 か月間
12%	共済責任期間の開始日以後 4 か月から 3 か月間
25%	共済責任期間の開始日以後 7 か月から 3 か月間
37%	共済責任期間の開始日以後 10 か月から 3 か月間

耐久性軟質フィルム

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から 6 か月間
14%	共済責任期間の開始日以後 7 か月から 6 か月間

耐久性硬質フィルム

自然消耗割合
0%

合成樹脂板

自然消耗割合
0%

耐久性多目的ネット

自然消耗割合
0%

木又は竹製の被覆材

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から 6 か月間
14%	共済責任期間の開始日以後 7 か月から 6 か月間

※共済責任期間中に新しい被覆材を被覆する場合で、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆開始日から自然消耗割合が適用されます。なお、被覆経過割合が 25%のプラスチックフィルム等には自然消耗割合を適用しません。

2) 施設内農作物

施設内農作物の病虫害は、加入者が共済目的について施設の管理、病虫害防除、土壌・肥培管理等の通常すべき管理、その他損害防止がなされていたにもかかわらず、不可効力的に発生した病虫害のみを共済金の支払対象とし、通常すべき管理等がなされないことによって発生した病虫害は、病虫害分割評価基準により分割評価を行い損害額からその部分を除外して共済金を算定します。

3) 撤去費用

特定園芸施設の損害割合が一定割合（被覆物を除く損害割合が 50%（ガラス室にあっては、35%））を超える場合、若しくは特定園芸施設撤去費用額が 100 万円を超える場合のみ対象となります。加入者は撤去費用に係る請求書等を添えて共済事故が発生した日から 1 年以内（ただし特別な事由がある場合は 1 年が経過する前に組合の承認を受けて、3 年に限り、その期間を延長することができます。）に撤去したことを組合に通知しなければなりません。この通知を怠ったなどの場合、共済金が支払われなくなることがあります。

特定園芸施設撤去費用の被害額は、ハウス本体（プラスチックハウスの被覆物は除きます。）の撤去に係る請求書等の実撤去費用と次の金額のいずれか低い金額です。

全損の場合：撤去費用の価額

分損の場合：撤去費用の価額×本体損害割合

（※撤去費用の価額は4ページを参照）

4) 復旧費用

加入者は復旧費用に係る請求書等を添えて共済事故が発生した日から1年以内（ただし特別な事由がある場合は1年が経過する前に組合の承認を受けて、3年に限り、その期間を延長することができます。）に復旧したことを組合に通知しなければなりません。この通知を怠ったなどの場合、共済金が支払われなくなることがあります。

園芸施設復旧費用の被害額は、ハウス本体（プラスチックハウスの被覆物は除きます。）、附帯施設の復旧に係る請求書等の実復旧費用と次の金額のいずれか低い金額です。

全損の場合：復旧費用の価額

分損の場合：復旧費用の価額×損害割合

（※復旧費用の価額は4ページを参照）

復旧作業を加入者自身や近隣農業者等で行った場合は、材料費等の請求書等の額に加え、労務費相当額100円/㎡が加算されて支払われます。

10 損害防止の義務 注意喚起情報

加入者は、加入した特定園芸施設等について、通常管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を共済金から差し引くことがあります。また、損害防止に必要な処置について組合から指示する場合があります。

11 共済金支払の免責 注意喚起情報

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、その損害が次のいずれかに該当するものであるときは、共済金の全部又は一部（クの場合にあっては共済金の全部）をお支払いできなくなります。

ア 組合員等が、通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。

イ 組合員等が、損害防止の指示に従わなかったとき。

ウ 組合員等が、組合等への損害発生のお知らせを怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをしたとき。

エ 組合員等が、組合等への損害発生お知らせを行うときに、正当な理由がなく被害の状況が明らかとなる事項に関する書類の提出を拒み、その書類に故意に不実のことを表示し又はその書類を偽造若しくは変造する等により不実のお知らせをしたとき。

オ 組合員等が、加入申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附帯施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実のお知らせをしたとき。

カ 組合員等が、5（異動通知）の規定による通知（ク危険が著しく増加する理由を除く。）を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをしたとき。

キ 組合員等が、正当な理由がないのに特定園芸施設の被覆期間の変更の異動通知に伴う追加共済掛金の払込みを遅滞したとき。

ク 組合員等が、正当な理由がないのに第2回の共済掛金の払込みを遅滞したとき。

12 共済金が支払われない場合 **注意喚起情報**

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、その損害が次のいずれかに該当するものであるときは、共済金をお支払いできません。

ア 戦争その他の変乱によって生じた損害

イ 共済目的の性質若しくは瑕疵又は自然の消耗によって生じた損害(自然の消耗によって生じた損害にあつては、被覆物に限る。)

ウ 組合員等又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害

エ 組合員等と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害

オ 組合員等が植物防疫法の規定に違反したことによって生じた損害

13 危険段階別基準共済掛金率について **契約概要**

ア 危険段階の区分数は、危険段階区分「0」を中心に上下 20 区分ずつの合計 41 区分とします。

イ 毎年度、組合員等ごとの直近 20 年間の加重平均損害率により、適用すべき危険段階区分を判定し共済掛金率を適用します。

ウ 新規加入の掛金率は、通常、国が告示する共済掛金標準率になりますが、直近 20 年間の加重平均損害率により算出された危険段階別基準掛金率によっては、共済掛金標準率と一致しない場合があります。

エ 農林水産省から告示される共済掛金標準率を中間値とし、損害率が低い組合員は掛金率が低く設定され、損害率が高い組合員ほど掛金率が高く設定されます。

14 告知義務違反による共済関係の解除 **注意喚起情報**

加入申込みの際に、故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

15 重大事由による共済関係の解除 **注意喚起情報**

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

ア 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

イ 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

ウ 組合等の組合員等に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

16 園芸施設共済から農業経営収入保険への移行 **契約概要**

特定園芸施設と併せて施設内農作物を共済目的とする共済関係の存する組合員等が、共済責任期間の途中に農業経営収入保険の保険関係を成立させようとするときは、組合等に申し出ることによって共済関係のうち施設内農作物に係る部分を解除し、施設内農作物に係る未経過分の共済掛金等を払い戻します。

17 農業経営収入保険から園芸施設共済への移行 **契約概要**

農業経営収入保険の保険関係及び園芸施設共済の共済関係が存する組合員等が、農業経営収入保険の保険期間終了後、施設内農作物を共済目的としようとする場合は、組合等に申し出ることによって、現に存する園芸施設共済の共済関係を農業経営収入保険の保険期間終了の日と同日付けで解除し、その翌日から共済責任期間の開始する特定園芸施設及び施設内農作物を共済目的とする共済関係を成立させます。その後、解除に係る未経過分の共済掛金等を払い戻します。

18 園芸施設共済の集団加入による共済掛金等の割引措置等 **契約概要**

(1) 園芸施設共済の集団加入等による共済掛金の割引措置

次の要件に合致する場合は、共済掛金率を割引します。

→ 割引率：5% (注)

【要件】

- (2) 園芸施設共済の一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置

ア 10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合 → 20%割引

(3) 補強した特定園芸施設の共済掛金の割引措置

プラスチックハウスⅡ類（パイプハウス）のうち、骨格の主要部分が 19.1mm～25.4mm の径のパイプにより造られている施設（40-1 型）で、ある一定基準の補強材が使用されている施設の共済掛金率を割引します。 → 15%割引

加入申込書記載事項やご加入に際し知り得た情報につきましては、当組合、農林水産省が引受・損害評価事務などのほか、損害防止など各種サービスの提供・充実のために限り利用させていただきます。

組合は、「反社会勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会勢力に該当することが判明した場合、加入申込みをお断りします。

ア 農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みを採っておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。

- 11 -

